

「平成21年度業務実績評価の具体的取組について（政独委）」に関する実績等について

	項目	実績等	評価・意見等
	「3 保有資産の管理・運用等」について		
	(実物資産)		
	2-3-1 保有する資産全般の見直し状況について、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月25日閣議決定）等を踏まえ、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。その際、積立金の規模にも注目する。また、財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証した上で、保有資産の要否及び種類を決定しているか考慮する。		
1	<p>● 建物、構築物、土地等について、</p> <p>i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、</p> <p>ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性</p> <p>iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等</p> <p>iv) 資産の利用度等</p> <p>v) 経済合理性</p> <p>といった観点に沿った保有の必要性についての検証（民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて検証）</p>	<p>事務・事業を行うため、相模原事務所（本部）及び東京事務所を設置し、それぞれ土地、建物、構築物、等を保有している。</p> <p>○東京事務所について 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、「東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方について検討する。」としている。一方、「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議（財務大臣主催）」の報告書（平成20年6月12日）において、東京事務所と合築となっている品川税務署の敷地を処分し移転することが盛り込まれた。これを受け、消費者への情報提供や行政機関等との連携等において東京事務所が果たしている役割を踏まえ、東京事務所の機能が十分発揮できるよう、消費者行政の強化につながる移転先の確保を平成25年度までに図ることとしている。平成21年度においては、消費者庁、地方公共団体及び民間会社から情報収集等を行い、移転について検討を行った。</p> <p>○相模原事務所について 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、「相模原事務所の企画・管理・運営業務について民間競争入札を実施し、有効活用を図る。」としている。また、「公共サービス改革基本方針」（平成19年12月24日閣議決定）において、市場化テストの対象として選定されたことから、内閣府官民競争入札等監理委員会と調整のうえ一般競争入札（総合評価方式）を実施し、平成21年度から3ヵ年の契約を締結し、有効活用を図っている。 * 業務実績報告書P14 参照</p>	
2	<p>● 上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候の状況等を踏まえ、</p> <p>i) 本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、</p> <p>ii) 効果的な処分</p> <p>といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組</p>	<p>相模原事務所及び東京事務所のいずれも、減損又はその兆候はない。東京事務所については、「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議（財務大臣主催）」の報告書（平成20年6月12日）において、合築となっている品川税務署の敷地を処分し移転することが盛り込まれたことから、移転後、国庫返納する方向で検討している。</p> <p>また、相模原事務所については、有効活用を図るため、公共サービス基本方針（平成19年12月24日閣議決定）において、市場化テストの対象として選定された。このため、平成21年度から3ヵ年の契約を締結し、外部貸出について、民間事業者の創意工夫により有効活用を図っている。 * 業務実績報告書P14 参照</p>	
	(金融資産)		

	項目	実績等	評価・意見等									
3	● 個別法に基づく事業において運用する資産（以下「事業用資産」という。）について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組	該当なし										
4	● 融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討	該当なし										
(知的財産等)												
5	● 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組	該当なし										
2-3-2 資産の運用・管理について、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。												
(実物資産)												
7	<p>● 建物、構築物、土地等について、</p> <p>i) 活用状況等の把握</p> <p>ii) 活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証</p> <p>iii) 維持管理経費、施設利用収入等の把握</p> <p>iv) アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組</p> <p>※ 民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて評価</p>	<p>○東京事務所について</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、「東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方について検討する。」としている。一方、「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議（財務大臣主催）」の報告書（平成20年6月12日）において、東京事務所と合築となっている品川税務署の敷地を処分し移転することが盛り込まれた。これを受け、消費者への情報提供や行政機関等との連携等において東京事務所が果たしている役割を踏まえ、東京事務所の機能が十分発揮できるよう、消費者行政の強化につながる移転先の確保を平成25年度までに図ることとしている。平成21年度においては、消費者庁、地方公共団体及び民間会社から情報収集等を行い、移転について検討を行った。</p> <p>○相模原事務所について</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、「相模原事務所の企画・管理・運営業務について民間競争入札を実施し、有効活用を図る。」としている。また、「公共サービス改革基本方針」（平成19年12月24日閣議決定）において、市場化テストの対象として選定されたことから、内閣府官民競争入札等監理委員会と調整のうえ一般競争入札（総合評価方式）を実施し、平成21年度から3ヵ年の契約を締結し、有効活用を図っている。</p> <p>平成21年度における外部利用の延べ宿泊者数及び宿泊収入は、それぞれ前年度を上回った。また、相模原事務所の維持管理業務について、一般競争入札を実施し、年額736千円を削減した。</p> <p>(参考) 外部利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ宿泊者数</td> <td>1,653人</td> <td>1,710人</td> </tr> <tr> <td>宿泊収入</td> <td>6,334千円</td> <td>6,507千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 業務実績報告書P14 参照</p>	区分	平成20年度	平成21年度	延べ宿泊者数	1,653人	1,710人	宿泊収入	6,334千円	6,507千円	
区分	平成20年度	平成21年度										
延べ宿泊者数	1,653人	1,710人										
宿泊収入	6,334千円	6,507千円										
(金融資産)												

	項目	実績等	評価・意見等
8	● 個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立	該当なし	
	「5 契約」について		
9	2-5 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定) に基づき法人が行うこととされた点検及び見直しの取組状況についての評価に特に留意する。	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定) に基づき、入札及び契約過程並びに契約内容の透明性を確保するため、監事(2 人)及び外部有識者(3 人)で構成する「独立行政法人国民生活センター契約監視委員会」を設置した。平成 21 年度においては 8 回の委員会を開催し、委員による点検・見直しを実施した。 * 業務実績報告書 P12 参照	
	(知的財産等)		
10	● 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組 i) 出願に関する方針の策定 ii) 出願の是非を審査する体制の整備 iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動 iv) 知的財産の活用目標の設定 v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備 等	該当なし	
	「6 内部統制」について		
	2-6-1 法人の長のマネジメントに係る以下の評価について、特に留意する。		
11	● 法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。	所内で運用しているグループウェア上に「国民生活センター法」「中期目標」「年度計画」等を常時掲示し、役職員がいつでも閲覧することができるようにすることにより、法人のミッションを周知徹底している。 また、「コンプライアンス推進規程」等の法令順守に関する規程類についても同様に掲示し、コンプライアンスの実践を事務・業務運営上の最重要事項の一つとして位置づけて取り組むことを役職員に周知徹底することとしている。	
12	● 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。	「公益通報の処理及び公益通報者保護規程」を策定することにより、法令違反等の行為の早期発見とこれを是正する体制を整え、もって法令遵守の徹底を行うこととしている。 また、センターにおけるコンプライアンスを推進するため「コンプライアンス委員会運営規則」に基づきコンプライアンス委員会を立ち上げ、コンプライアンスの推進に関する事項等について検討と審議を行うこととしている。	

	項目	実績等	評価・意見等
13	● 法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	法人の長は、役員会を毎週1回開催することにより、法人内部の統制の現状を適切に把握している。 また、内部統制の充実・強化に関する課題が生じた場合には、当該課題に対応するためコンプライアンス委員会において、対応策等の検討と体制整備等の計画を策定することとしている。	
14	2-6-2 法人の長のマネジメントに係る以下の推奨的な取組についての評価について、注視する。 ● マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか（評価指標の設定を含む）。 ● アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。	法人の長は、総務担当理事に内部業績評価検討委員会を四半期毎に開催させ、年度計画の評価項目ごとに、その進捗状況を把握させるとともに、その後の計画について精査・検討を行わせ、役員会で報告させている。	
	2-6-3 監事の以下の活動についての評価に特に留意する。		
15	● 監事監査において、前述（2-6-1）の法人の長のマネジメントについて留意したか。	監事監査の実施においては、内部統制の充実・強化の観点から、効率的な業務運営がなされているかに関して監査を行うとともに、特にコンプライアンス体制の整備状況等について重点的に監査を行った。	
16	● 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。	監事監査において把握した改善点等については、独立行政法人通則法第38条第2項に基づく意見書を作成し、理事長へ提出している。	
	「8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価」について		
	2-8-1 次の点に特に留意する。		
17	● 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況の評価	該当なし	

(備考) 実績等は国民生活センターにおいて実績等について記載した。